

第6期熊本市障がい福祉計画・第2期熊本市障がい児福祉計画 【新旧対照表】

章	ページ	項目	新（パブリックコメント後）	旧（R2.11月協議会説明時）	備考
第1章	P2	4 (1) 計画の位置づけ	本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。 <u>なお、「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正に伴い、平成30年度から新たに定めることになりました。</u>	本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として作成するものです。	文言を追加
	P3	5 計画の対象者	この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条第1項に規定された以下の者をいいます。	この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された以下の者をいいます。	【関係団体からの意見】 条項を追加
第2章	P12	6 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数	<p><難病法に基づき厚生労働省が定める指定難病> ・・・・令和元年（2019年）7月から333疾病。<u>なお、「厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会」において検討を行い、その検討結果を踏まえ、順次、対象疾病の追加指定が行われることとしている。</u></p> <p><障害者総合支援法の対象となる疾病> ・・・・令和2年（2020年）7月から361疾病。<u>なお、「障害保健福祉部障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。</u></p>	<p><難病法に基づき厚生労働省が定める指定難病> 平成27年（2015年）1月から110疾病、平成27年（2015年）7月から306疾病、平成29年（2017年）4月から330疾病、平成30年（2018年）4月から331疾病、令和元年（2019年）7月から333疾病。</p> <p><障害者総合支援法の対象となる疾病> 平成27年（2015年）1月から151疾病、平成27年（2015年）7月から332疾病、平成29年（2017年）4月から358疾病、令和2年（2020年）7月から361疾病。</p>	【関係団体からの意見】 指定難病及び疾病について説明を追加
第3章	P18	2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<p><u>障がいのある方の地域生活を支援する多様な機能を集約した地域生活支援拠点を整備します。</u> 本市では、障がい者の高齢化・重度化、<u>その家族の高齢化や「親亡き後」</u>等を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化に取り組めます。 <u>また、熊本市が業務を委託する「熊本市障がい者相談支援センター」を地域生活支援拠点の中核として位置づけ、地域の関係機関等との連携強化に向けた取組み等を推進します。</u></p>	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）強化に取り組めます。具体的な取組は、国から示される方針や、本市の課題等を整理したうえで検討します。	【関係団体からの意見】 家族の高齢化について説明を追加 地域生活支援拠点及びその推進方法についての文言を追加
			<p>■目標設定の考え方 国の基本方針をふまえ、本市の地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証、検討する会議の開催数として設定。<u>毎年、熊本市障がい者自立支援協議会の中で運用状況の検証等を行い、今後の方向性等について検討を行う。</u></p>	<p>■目標設定の考え方 国の基本方針をふまえ、本市の地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証、検討する会議の開催数として設定</p>	文言を追加

第6期熊本市障がい福祉計画・第2期熊本市障がい児福祉計画 【新旧対照表】

章	ページ	項目	新（パブリックコメント後）	旧（R2.11月協議会説明時）	備考
第3章	P19	3 福祉施設から一般就労への移行等	・・・また、この目標を達成するため、就労移行支援事業、 <u>就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数及び就労定着支援事業の利用者数等</u> にかかる目標値等も設定します。	・・・また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値等も設定します。	文言を追加
	P22	4 障がい児支援の提供体制の整備等 (1) ① 児童発達支援センターの設置	■目標設定の考え方 <u>令和元年度末（2019年度）では3カ所設置であるが、令和5年度末（2023年度）までに5カ所（各区1カ所）の設置を設定。</u>	■目標設定の考え方 国の基本方針及び市の現状を踏まえ設定。	文言を整理
	P22	② 保育所等訪問支援を実施できる事業所数	■目標設定の考え方 <u>令和元年度（2019年度）末では17カ所設置であるが、利用状況をふまえて令和5年度末（2023年度）は現状維持（17カ所）として設定。</u>	■目標設定の考え方 国の基本方針及び市の現状を踏まえ設定。	文言を整理
	P23	(2) ① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	■目標設定の考え方 <u>令和元年度（2019年度）末では8カ所設置であるが、利用状況をふまえて令和5年度（2023年度）末は現状維持（8カ所）として設定。</u>	■目標設定の考え方 国の基本方針及び市の現状を踏まえ設定。	文言を整理
	P23	② 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	■目標設定の考え方 <u>令和元年度末（2019年度）では9カ所設置であるが、令和5年度末（2023年度）までに12カ所（各区1カ所）の設置を設定。</u>	■目標設定の考え方 国の基本方針及び市の現状を踏まえ設定。	文言を整理
	P24	(3) ② 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	<熊本市の目標> 令和元年度（2019年度）基準値 0人 令和5年度（2023年度）目標値 <u>5人</u> ■目標設定の考え方 国の基本指針を踏まえ、令和5年度（2023年度）末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを <u>各行政区に1人</u> 配置します。	<熊本市の目標> 令和元年度（2019年度）基準値 0人 令和5年度（2023年度）目標値 <u>1人</u> ■目標設定の考え方 国の基本指針を踏まえ、令和5年度（2023年度）末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人配置します。	令和5年度の目標値を各行政区に1人の配置を目指すこととし、5人へ上方修正。
	P25	5 相談支援体制の充実・強化等	令和5年度（2023年度）末までに、 <u>障がいのある方が身近な地域で質の高い相談支援を受けられるように、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保等</u> について目標値を設定します。	令和5年度（2023年度）末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保等について目標値を設定します。	文言を追加

第6期熊本市障がい福祉計画・第2期熊本市障がい児福祉計画 【新旧対照表】

章	ページ	項目	新（パブリックコメント後）	旧（R2.11月協議会説明時）	備考
第3章	P27	6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度（2023年度）末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築等について目標値を設定します。	令和5年度（2023年度）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築等について目標値を設定します。	文言を追加
	P27	(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	■目標設定の考え方 国の基本指針を踏まえ、 県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修や市町村職員に対する研修等に参加します。	■目標設定の考え方 国の基本方針を踏まえ設定。	具体的な説明を追加
	P27	(2) 障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有	■目標設定の考え方 国の基本指針を踏まえ、 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果について事業所に周知するとともに、熊本連携中枢都市圏の枠組みにおいて関係自治体と情報共有を図る場を設けます。	■目標設定の考え方 国の基本方針を踏まえ設定。	具体的な説明を追加
	P28	(3) 指導監査結果の関係市町村との共有	■目標設定の考え方 国の基本指針を踏まえ、 本市が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果を実地指導や集団指導に活用するとともに、関係自治体と情報共有します。	■目標設定の考え方 国の基本方針を踏まえ設定。	具体的な説明を追加
第4章	P30	1 訪問系サービスの見込量 【訪問系サービス見込み量等の確保のための方策】	○訪問系サービスは、利用者の生活に直結し、必要不可欠なものであるため、 良質な人材確保のため、適正な報酬単価の設定について国へ働きかけるほか、集団指導や実地指導等の機会をとらえて処遇改善加算等の取得を促進します。	訪問系サービスは、利用者の生活に直結し、必要不可欠なものである。しかし、現状は、ヘルパー不足の状況にあるため、本市としてはヘルパー不足解消に向け、引き続き、適正な報酬単価の設定について国へ働きかけるとともに、処遇改善加算の取得率を向上させ、事業所の給付費の増加に努める。	文言を追加

第6期熊本市障がい福祉計画・第2期熊本市障がい児福祉計画 【新旧対照表】

章	ページ	項目	新（パブリックコメント後）	旧（R2.11月協議会説明時）	備考
第4章	P40	2 日中活動系サービスの見込量	○就労継続支援B型、生活介護については、利用者数の増加が予想され、総量規制対象のサービスでもあるため、計画的に事業所の指定を行い、提供体制を確保していきます。 ○医療型短期入所については、利用者の増加が見込まれるため、補助事業等を活用し、提供体制の確保に努めます。	障がい者が、障がいの状態や希望に合わせてサービスを選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の整備に努めます。 就労継続支援B型、生活介護については、利用者数の増加が予想され、総量規制対象のサービスでもあるため、計画的に事業所の指定を行い、提供体制を確保していきます。 医療型短期入所についても利用者の増加が見込まれるため、補助事業等を活用し、提供体制の確保に努めます。 就労支援として、障がい者が働き続けられる環境づくりを推進するため、引き続き、障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核と位置づけ、熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。	文言を整理
		【日中活動系サービス見込み量等の確保のための方策】			
	P41	3 居住系サービスの見込量	■第6期計画の見込量における推計方法 <u>現利用者数及び直近の伸び率等から、利用者が毎年1名増加していくよう見込む。</u> <自立生活援助の実績と見込み> 2021（R3）利用者数（人/月） <u>3人</u> 2022（R4）利用者数（人/月） <u>4人</u> 2023（R5）利用者数（人/月） <u>5人</u>	■第6期計画の見込量における推計方法 成果目標にて、施設入所からグループホーム等への移行者数の目標値を47人と設定しており、当該移行者が自立生活援助を利用すると見込む。 <自立生活援助の実績と見込み> 2021（R3）利用者数（人/月） <u>15人</u> 2022（R4）利用者数（人/月） <u>15人</u> 2023（R5）利用者数（人/月） <u>15人</u>	自立生活援助のサービス利用実態を踏まえて、現利用者数及び直近の伸び率等からの見込みに下方修正。
		(1) 自立生活援助			
	P43	3 居住系サービスの見込量	○障がい者の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう適切なサービスの支給や住まいの確保に努めます。 ○福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進する観点から、施設整備助成による日中サービス支援型グループホームの拡充や、自立生活援助への事業所の新規参入や利用促進を図ります。	障がい者の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう適切なサービスの支給や住まいの確保に努める。また、グループホームの拡充や地域移行支援等の円滑な運用により地域生活移行の促進を図る。	自立生活援助の利用者数が増えるように「自立生活援助への事業所の新規参入や利用促進」を新たに追加。
		【居住系サービス見込み量等の確保のための方策】			
	P49	5 障害児通所支援の見込量	■第6期計画の見込量における推計方法 サービスが新設された平成30年度から利用者がいない状況が続いているが、国から具体的な利用対象者が示されたことも踏まえ、毎年3人ずつ利用すると見込む。	■第6期計画の見込量における推計方法 サービスが新設された平成30年度からいまだ利用者がいない状況で見込みがたたないため、第1期障がい児福祉計画と同値を見込む。	国から具体的な利用対象者が示されたことも踏まえて、その旨を説明する文言に修正。
		(3) 居宅訪問型児童発達支援			

第6期熊本市障がい福祉計画・第2期熊本市障がい児福祉計画 【新旧対照表】

章	ページ	項目	新（パブリックコメント後）	旧（R2.11月協議会説明時）	備考
第4章	P51	【障害児通所支援見込量等確保のための方策】	<p>○障害児通所支援における利用量は他のサービスに比べても著しい増加が見込まれるため、必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。</p> <p>○児童発達支援センター機能強化事業や実地指導等を通じ、療育の質の確保・向上を目指します。</p> <p>○放課後等デイサービスにおける重症心身障がい児を対象とする事業所の拡充を図るため、施設整備等の補助事業を活用するなどサービス提供の体制整備を図ります。</p>	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めるとともに、児童発達支援センター機能強化事業や指導監査等を通じ、療育の質の確保・向上を目指す。	「療育の場の充実」及び「施設整備等の補助事業の活用」等を新たに追加。
	P54	7 障害児入所支援の見込量 【障害児入所支援見込量等確保のための方策】	○障がい児が必要な支援を受けることができるように、受入可能な施設の確保に努めます。	利用者数については減少傾向にありますが、施設の入可能数は現状を維持するよう努めます。	文言の修正。
	P55	8 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 【コーディネーター配置数見込量等確保のための方策】	<p>■第6期計画の見込量における推計方法 各行政区に1人配置として見込みを設定する。</p> <p><コーディネーター配置人数の実績と見込み> 2021（R3）利用者数（人/月） 5人 2022（R4）利用者数（人/月） 5人 2023（R5）利用者数（人/月） 5人</p> <p>○医療的ケア児等コーディネーター養成研修を、今後とも継続して年に1回開催し、専門的な人材の養成を図ります。</p> <p>○養成研修修了者に対して、実践を踏まえたさらに専門的な研修を実施し、5名の配置を目指します。</p>	<p>■第6期計画の見込量における推計方法 市に1人配置として見込みを設定する。</p> <p><コーディネーター配置人数の実績と見込み> 2021（R3）利用者数（人/月） 1人 2022（R4）利用者数（人/月） 1人 2023（R5）利用者数（人/月） 1人</p> <p>医療的ケア児等コーディネーターについては、国が医療的ケア児等コーディネーター養成研修として提示しているカリキュラムに沿った養成研修を年に1回開催していることから、今後も研修への参加を広く呼びかけて、1名の配置を目指します。</p>	令和5年度の目標値を各行政区に1人の配置を目指すこととし、5人へ上方修正。

第6期熊本市障がい福祉計画・第2期熊本市障がい児福祉計画 【新旧対照表】

章	ページ	項目	新（パブリックコメント後）	旧（R2.11月協議会説明時）	備考																																																																																												
第4章	P60	10精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<p>「精神障がいにも対応した地域包括システム」とは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムです。</p> <p>保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有したうえで、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。</p>	※なし	【パブリックコメントからの意見】 精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築について、説明を追加。																																																																																												
	P62	(2) ピアサポート活用に係る事業	<p>障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」といいます。</p> <p>精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障がい者が自らの疾病や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成し、精神障がい者の退院に向けた相談・助言、院外活動に係る同行支援等でのピアサポーターの活用を推進するためピアサポート従事者見込みを設定します。</p>	精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障がい者が自らの疾病や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成する等、ピアサポーターの活用を推進するためピアサポート従事者見込みを設定します。	【パブリックコメントからの意見】 「ピアサポート」「ピアサポーター」の説明を追加。																																																																																												
	P63	(3) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">第5期実績</th> <th colspan="3">第6期見込量</th> </tr> <tr> <th>H30 (2018)</th> <th>R1 (2019)</th> <th>R2 (2020)</th> <th>R3 (2021)</th> <th>R4 (2022)</th> <th>R5 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域移行支援利用者数</td> <td>人/月</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>地域定着支援利用者数</td> <td>人/月</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助利用者数</td> <td>人/月</td> <td>245</td> <td>255</td> <td>262</td> <td>270</td> <td>278</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>自立生活援助利用者数</td> <td>人/月</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度（2020年度）は実績見込み</p>		単位	第5期実績			第6期見込量			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	地域移行支援利用者数	人/月	1	2	3	4	6	7	地域定着支援利用者数	人/月	1	1	2	3	4	6	共同生活援助利用者数	人/月	245	255	262	270	278	286	自立生活援助利用者数	人/月	0	1	1	2	2	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">第5期実績</th> <th colspan="3">第6期見込量</th> </tr> <tr> <th>H30 (2018)</th> <th>R1 (2019)</th> <th>R2 (2020)</th> <th>R3 (2021)</th> <th>R4 (2022)</th> <th>R5 (2023)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域移行支援利用者数</td> <td>人/年</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>地域定着支援利用者数</td> <td>人/年</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助利用者数</td> <td>人/年</td> <td>279</td> <td>275</td> <td>290</td> <td>299</td> <td>307</td> <td>317</td> </tr> <tr> <td>自立生活援助利用者数</td> <td>人/年</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度（2020年度）は実績見込み</p>		単位	第5期実績			第6期見込量			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	地域移行支援利用者数	人/年	2	6	6	7	11	15	地域定着支援利用者数	人/年	1	1	5	5	6	9	共同生活援助利用者数	人/年	279	275	290	299	307	317	自立生活援助利用者数	人/年	0	2	3	8	8	8	熊本県からの指示より、単位を人/月に修正。
	単位	第5期実績				第6期見込量																																																																																											
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)																																																																																										
地域移行支援利用者数	人/月	1	2	3	4	6	7																																																																																										
地域定着支援利用者数	人/月	1	1	2	3	4	6																																																																																										
共同生活援助利用者数	人/月	245	255	262	270	278	286																																																																																										
自立生活援助利用者数	人/月	0	1	1	2	2	3																																																																																										
	単位	第5期実績			第6期見込量																																																																																												
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)																																																																																										
地域移行支援利用者数	人/年	2	6	6	7	11	15																																																																																										
地域定着支援利用者数	人/年	1	1	5	5	6	9																																																																																										
共同生活援助利用者数	人/年	279	275	290	299	307	317																																																																																										
自立生活援助利用者数	人/年	0	2	3	8	8	8																																																																																										

第6期熊本市障がい福祉計画・第2期熊本市障がい児福祉計画 【新旧対照表】

章	ページ	項目	新（パブリックコメント後）	旧（R2.11月協議会説明時）	備考
		【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築見込み量等確保のための方策】	○精神保健福祉連絡協議会や精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）等の保健、医療及び福祉関係者等による協議の場を定期的に関催し、精神障がい者の地域移行・地域定着に必要な地域体制の整備と関係機関の連携による重層的な支援体制の推進を図ります。	※なし	文言の追加。